

久留米市屋外広告物の手引き

令和 7 年10月版

本書の使い方

- ・ 条例の概要をまとめており、まずは本書を一読ください。
- ・ その上で不明な点は、都市計画課までお問い合わせください。
- ・ 手引きやQ & Aを更新する場合は、定期的にある問い合わせ等も反映させる予定です。



久留米市 都市建設部 都市計画課

目次

【本編】

- | | | |
|---|--|-----------|
| 1 | 屋外広告物とは | (P 2) |
| 2 | 許可の手続きの流れ | (P 3 ～ 5) |
| 3 | 禁止広告物・禁止物件・禁止地域等 | (P 6 ～ 8) |
| 4 | 許可地域及び基準
<第1種許可地域・第2種許可地域、主要交差点、デジタルサイネージ、許可不要> | (P 9 ～14) |
| 5 | 申請手続き
<申請者、申請書類（一般広告物、簡易広告物）、申請方法> | (P15～18) |
| 6 | 手数料
<手数料、納付方法> | (P19) |
| 7 | 設置後の維持管理・点検 | (P20) |
| 8 | 屋外広告業
<屋外広告業とは、屋外広告業の種類、屋外広告物講習会、特例屋外広告業の届出> | (P21～22) |

【別冊】

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 地域区分図・色彩表 |
| 2 | 久留米市屋外広告物許可申請Q & A |

屋外広告物を設置する前に

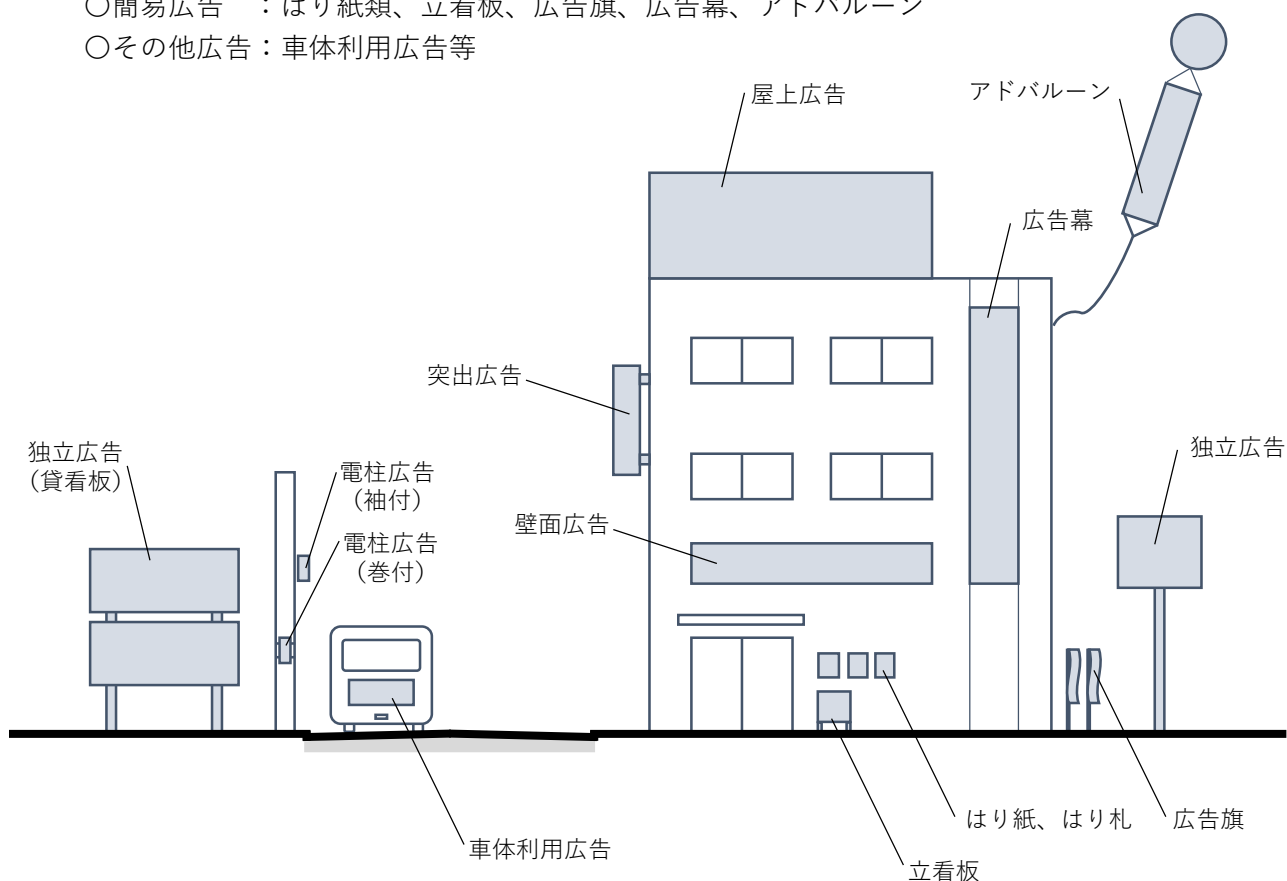
- 屋外広告物を設置する場合、原則として許可が必要です。
- 安全性が確認できない屋外広告物は、許可および設置ができません。
- 屋外広告物の設置を禁止する地域があるほか、許可地域にも種類があります。
- 屋外広告物の設置を依頼する場合は、業の登録をしている事業者か確認をしてください。
- 屋外広告物の設置後は適切な管理や点検が必要です。
- 不要になった広告物は、管理上の面から、速やかに除却してください。

「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもの」で、内容が営利・非営利を問いません。文字表示だけでなく、絵・写真等も広告物となります。

<屋外広告物の種類>

主な分類や種類は次のとおりです。

- 一般広告：独立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告
- 電柱等広告：電柱広告
- 簡易広告：はり紙類、立看板、広告旗、広告幕、アドバルーン
- その他広告：車体利用広告等



<屋外広告物の用途例>

- 自家用広告物：自己の氏名、名称、事業、営業の内容等を表示するためのもので
自己の住所、事業所、作業場等に表示する広告物または掲出物件
- 自己管理地広告物：自己の管理する土地、物件に
管理上必要なために表示する広告物または掲出物件

※上記以外にも、法定広告物や選挙広告物、公共広告物といった用途があります。
(用途に応じて許可の要不要などが異なります。)

2 - 1 全体フロー



2-2 地域の確認

久留米市HPより地域の確認ができます。【令和7年4月運用開始】

<手順> ※画像はPC版です

久留米市HPを開く



市HPの検索ワードに『くるめMAP』と入力



表示された『公開型GIS「くるめMAP」の運用を開始しました』をクリック



上記ページ内のアイコン『くるめMAP』をクリック



地図メニューより『屋外広告物』を選択



結果イメージ



※禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域、主要交差点が確認できます。

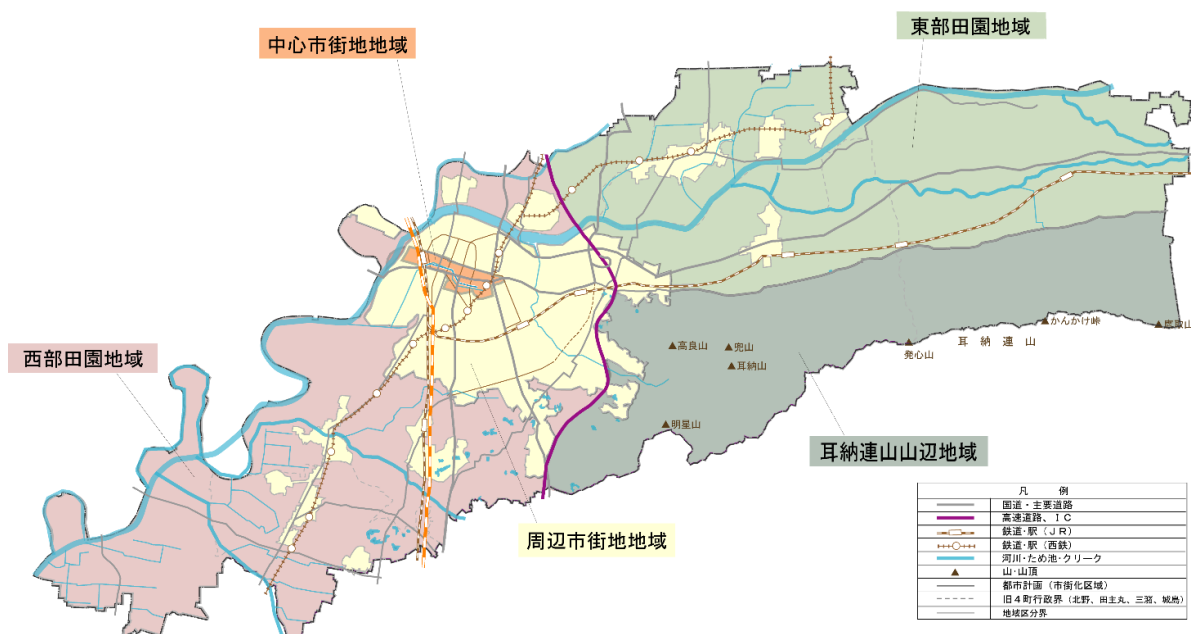
※屋外広告物以外にも各種情報が確認できます。（用途地域、各ハザードマップ、等）

2-3 景観計画への配慮

『久留米市景観計画』に屋外広告物の考え方も載せているので、屋外広告物を計画する際は、そちらも内容確認をお願いします。

○景観計画の地域区分

屋外広告物の許可地域とは別に、景観上の地域区分を定めています。

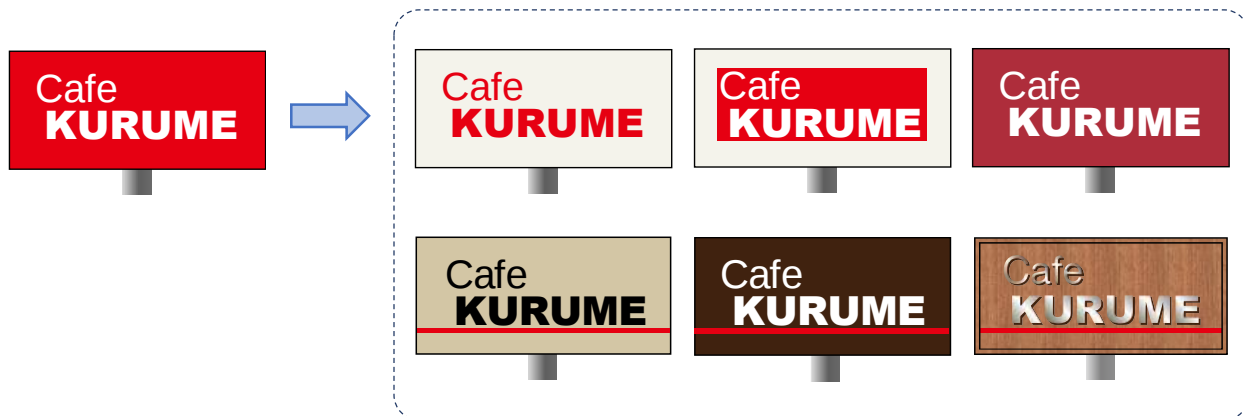


○景観形成方針

耳納連山山辺地域・東部田園地域・西部田園地域では、屋外広告物の掲出数をできるだけ減らすように配慮してください。

○色彩の配慮

色彩の使い方で印象は大きく変わります。屋外広告にはインパクトを求められる傾向がありますが、あえて落ち着いたイメージで印象深いデザインとなるよう検討してください。



3-1 禁止広告物（掲出してはならない広告物） 【条例第13条】

以下に挙げる広告物等は、表示・設置を禁止しています。

- 1. 著しく汚れたもの・退色したもの・塗料等がはく離したもの
- 2. 著しく破損したもの・老朽化したもの
- 3. 倒壊や落下のおそれがあるもの
- 4. 信号機・道路標識等に類似し、その効用を妨げるようなもの
- 5. 道路の見通しを妨げるものや、交通の安全を阻害するおそれがあるもの

3-2 禁止物件（屋外広告物を表示してはならない場所やもの） 【条例第6条】

以下に挙げる物件（場所）には広告物等の表示・設置を禁止しています。

- 1. 橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 2. 石垣、よう壁
- 3. 街路樹、路傍樹、保存樹
- 4. 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー、パーキングメーター
- 5. 電柱（はり紙類・立看板・広告旗）、街灯柱
- 6. 消火栓、火災報知機
- 7. 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 8. 送電塔、送受信塔、照明塔
- 9. 煙突、ガスタンク、貯水タンク
- 10. 銅像、神仏像、記念碑
- 11. 景観重要建造物、景観重要樹木
- 12. 道路の路面

<適用除外（許可不要で設置できるもの）> 【条例第11条第1項】

①法定広告物	道路法、道路交通法、建設業法、消防法 等（条例含む）
②公共広告物	国・地方公共団体が、公共の利益のために表示するもの （簡易な広告物以外は、公共広告物協議書の提出が必要）
③寄贈者名等 表示広告物	公益上必要な施設や物件に寄贈社名を表示するもので、以下の基準に 全て適合するもの ・対象 ：児童遊具施設、防犯灯及び街路灯、公園の施設、 ごみ箱、ベンチ、フラワーポット、カーブミラー ・表示面積：当該施設又は物件の投影面積の1／20以下 かつ 0.5㎡以内 ・個数 ：1施設又は1物件につき1個まで ・その他 ：当該施設又は物件の効用を妨げないこと 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと
④選挙広告物	公職選挙法による選挙運動のため一時的に表示するもの

※上記①～④は禁止物件のほか、禁止地域・許可地域に関らず許可不要です。
※自家用広告物等は、許可基準の範囲内で設置できるものがあります。【条例第11条第3項第2・3号】

3-3 禁止地域（屋外広告物を表示してはならない地域）【条例第5条】

良好な景観又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止する地域です。

1. 九州自動車道両側500m未満の地域で、次に掲げる部分を除く地域
 - ・ 国勢調査の結果公表された人口集中地区
2. 九州新幹線両側500m未満の地域で、次に掲げる部分を除く地域
 - ・ 国勢調査の結果公表された人口集中地区
 - ・ 都市計画法第8条第1項に定める用途地域に係る部分
 - ・ 上記に掲げる部分の背後の土地
3. 古墳及び墓地

<適用除外1（許可不要で設置できるもの）>【条例第11条第2項】

①自家用広告物	自己の事業所等の建物やその敷地内に、自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容を表示するもので、以下の面積以内のもの 禁止地域内：1 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内 （例：分譲・賃貸マンション名、自己所有のアパートに「入居者募集」と表示する場合など）
②自己管理地 広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの、かつ広告1件あたり2㎡以内のもの （例：〇〇建設用地、〇〇会社管理地、資材置場〇〇商事、売地、関係者以外立入禁止など） ※ただし、管理上の必要がない、営利を目的とした表示内容と判断される場合は、管理用広告物に該当せず、許可が必要
③工事現場の塀等 に表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの （例：施工会社の記載、工程表など） ※「入居者募集中」や「〇月〇日オープン」は営利目的にあたり、許可が必要
④その他	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの 講演会、音楽会等のため、一時的に会場の敷地内に表示するもの

※上記①～④は禁止地域・許可地域に関らず許可不要です。（禁止物件には表示・設置できません。）
 ※①②を総じて「自家用広告物等」といいます。

【1 敷地とは】

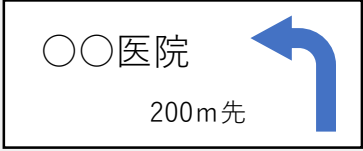
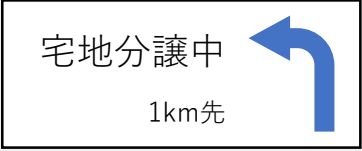
一体利用している一団の土地のことを示します。（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではありません）。また、事業所・営業所等の土地とは別に、周辺の土地に専用の駐車場がある場合は、同一敷地内として取り扱います。

（例：1 敷地内で、A 店舗5㎡、B 店舗10㎡、C 店舗20㎡の広告物がある場合等においては、1 敷地内の表示面積の合計が35㎡（15㎡超）となるため、A・B・C 店舗全て許可が必要）

【表示面積の合計】

一般広告物のほか、簡易広告物の面積も含めたものです。

<適用除外 2（許可を受けて設置できるもの）> 【条例第11条第5項】

①自家用広告物	1 敷地内の表示面積の合計が15㎡以内（5㎡以内は許可不要）	
②道標、案内図板 その他公共的目的 をもった広告物も しくは公衆の利便 に供することを目 的とする広告物	高さが5 m以下で、次に該当するもの	
	・ 道標で表示面積の合計が1 物件につき片面 2 ㎡以下	
	・ 案内図板で表示面積の合計が1物件につき 5 ㎡以下	
	（例：道標、案内図板（案内用広告物））	
	認められる場合	認められない場合
	・ 近隣（概ね500m以内）にある 店舗や事業所への案内誘導	・ 左以外
		
③上記以外	・ 公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物	
	・ 久留米市景観審議会の審議を経て、良好な景観の形成、風致の維持 及び公衆に対する危害防止上問題がないもの。	
	・ 公益上必要な物件に表示し、その広告料収入を当該公益上必要な施設 又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、色彩、意匠等 が良好な景観の形成に資し、公衆に対して危害を及ぼすおそれがない と市長が認めるもの	
	・ 法人その他の団体が表示し、その広告料収入を地域における公共的な 取組であって市長が認めるものに要する費用の全部又は一部に充てる もので、色彩、意匠等が良好な景観の形成に資し、公衆に対して危害 を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの	

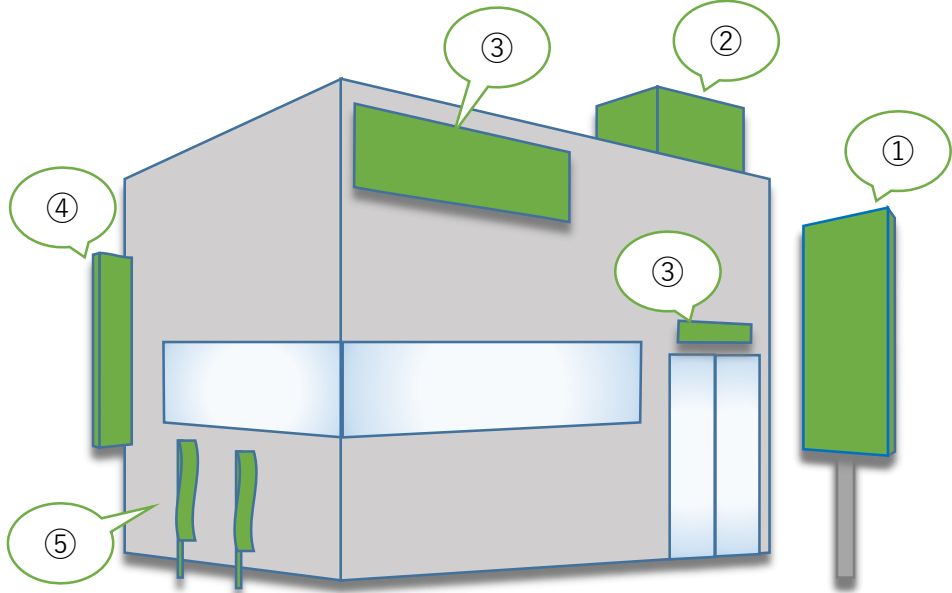
4-1 第1種許可地域（令和6年10月より一部基準を改正）【規則別表第2～6】

良好な自然・田園環境や住宅環境との調和を図るため、広告物の掲出を極力抑制する地域です。

許可地域のうち第2種許可地域以外の地域

- ・市街化調整区域、用途白地地域（都市計画法 ※用途地域外）
- ・第1種および第2種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区（都市計画法 ※用途地域）
- ・景観重点地区（景観条例）

< 許可の基準 >



①独立広告

高さ	地上からの高さ ≤ 10m
面積	1基あたりの合計面積 ≤ 20㎡

※自家用広告物等以外は、上記基準に加え、
1 広告面あたりの面積 ≤ 5㎡

②屋上広告

高さ	広告物の高さ ≤ 1/3 建物の高さ 地上からの高さ ≤ 50m
その他	建物の高さが一定ではない場合は、 その広告物設置する箇所の建物の 最高高さとする

③壁面広告

面積	1 壁面あたりの合計面積 ≤ 1/5 壁面
その他	多角形の場合は 各折れ点毎の壁面による

※自家用広告物等以外は、上記基準に加え、
1 広告面あたりの面積 ≤ 5㎡

④突出広告

面積	1 壁面あたりの合計面積 ≤ 5㎡
その他	道路に突出する場合は 道路占用許可が必要

※共通 アンダーラインの箇所は、第2種許可地域の基準と異なる部分です。

①～④上乗せ規制（1敷地あたり）

デジタル サイネージ等 ※1	総量面積	自家用広告物等の場合、1敷地あたり $\leq 5 \text{ m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、 <u>設置不可</u>
主要交差点区域 (P13)	対向面積 ※2	自家用広告物等の場合、規制なし 自家用広告物等以外の場合、1敷地あたり $\leq 10 \text{ m}^2$ (道標、案内図板等を除く)
	デジタルサイネージ等	自家用広告物等の場合、1広告面あたりの面積 $\leq 2 \text{ m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、設置不可
<u>総量規制</u>	<u>総量面積（新設基準）</u> ①+②+④の合計面積 (③壁面は除く)	自家用広告物等の場合、1敷地あたり $\leq 50 \text{ m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、1敷地あたり $\leq 20 \text{ m}^2$ (道標、案内図板等を除く)

※1 発光可変表示式広告物や可動するもの(回転灯等)を指します。(P14)

※2 表示方向から見た場合における一般広告物の表示面積の合計（相互間の距離が10m以上のものを除く）

①～④共通事項

色彩	<u>自家用かどうかに関らず、すべての広告物</u> に対し、地色に高彩度の色彩を使用禁止 (R・Y R・Y系) 彩度 ≤ 10 (G・G Y・P・P B・R P系) 彩度 ≤ 8 (B・B G系) 彩度 ≤ 6	
照明	外付けの付属照明は高さに含まない	

⑤簡易広告物（代表的なもの）

はり紙・はり札	—	表示面積 $\leq 1 \text{ m}^2$
立看板	—	縦 $\leq 2.0 \text{ m}$ 、横 $\leq 1.0 \text{ m}$ 脚の長さ $\leq 0.3 \text{ m}$
広告旗	のぼり旗等	表示面積 $\leq 1 \text{ m}^2$
広告幕	独立広告を利用	1基当たりの面積 $\leq 20 \text{ m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、1広告面あたり $\leq 5 \text{ m}^2$
	壁面広告を利用	1壁面あたりの合計面積 $\leq 1/5$ 壁面 自家用広告物等以外の場合、1広告面あたり $\leq 5 \text{ m}^2$
電柱広告 ※3	巻きつけるもの 直接塗布するもの	広告物の縦幅 $\leq 1.8 \text{ m}$ 地上から広告物下端までの高さ $\geq 1.2 \text{ m}$
	突出するもの	広告物の縦幅 $\leq 1.5 \text{ m}$ 、横幅 $\leq 0.8 \text{ m}$ 地上から広告物下端までの高さ (車道上) $\geq 4.5 \text{ m}$ (歩道上) $\geq 2.5 \text{ m}$ 広告物の出幅 $\leq 0.8 \text{ m}$

※3 別途道路管理者の（占用）許可が必要です。

※共通 アンダーラインの箇所は、第2種許可地域の規準と異なる部分です。

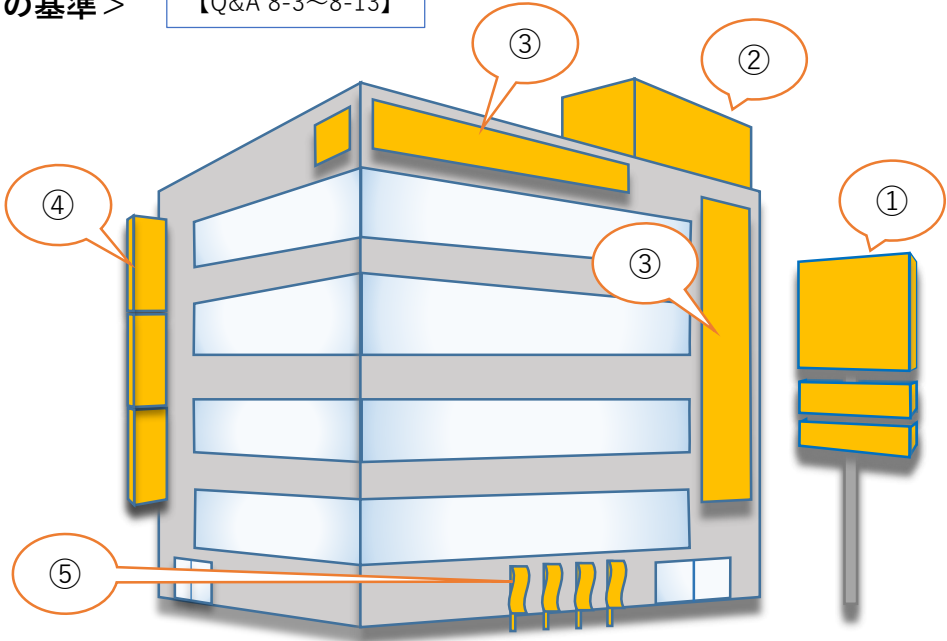
4-2 第2種許可地域（令和6年10月より一部基準を改正）【規則別表第2～6】

商工業活動の利便が高く、多様な土地利用が可能な地域であり、広告物の需要が高いことに配慮した規制を行う地域です。

- 用途地域が定められている地域で、次に掲げる地域・地区を除く区域
- ・第1種および第2種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区（都市計画法）
 - ・景観重点地区（景観条例）

<許可の基準>

【Q&A 8-3～8-13】



①独立広告

高さ	地上からの高さ ≤ 15m
面積	1基あたりの合計面積 ≤ 50㎡

※自家用広告物等以外は、上記基準に加え、
1 広告面あたりの面積 ≤ 15㎡

②屋上広告

高さ	広告物の高さ ≤ 1/2 建物の高さ 地上からの高さ ≤ 50m
その他	建物の高さが一定ではない場合は、 その広告物設置する箇所の建物の 最高高さとする

③壁面広告

面積	1壁面あたりの合計面積 ≤ 1/3 壁面
その他	多角形の場合は 各折れ点毎の壁面による

※自家用広告物等以外は、上記基準に加え、
1 広告面あたりの面積 ≤ 15㎡

④突出広告

面積	1壁面あたりの合計面積 ≤ 30㎡
その他	道路に突出する場合は 道路占用許可が必要

※自家用広告物等以外は、上記基準に加え、
1 広告面あたりの面積 ≤ 15㎡

※共通 アンダーラインの箇所は、第1種許可地域の基準と異なる部分です。

①～④上乗せ規制

デジタル サイネージ等 ※ 1	総量面積	自家用広告物等の場合、1 敷地あたり $\leq 30\text{m}^2$ 自家用広告物等以外の場合も、1 敷地あたり $\leq 30\text{m}^2$
主要交差点区域 (P13)	対向面積 ※ 2	自家用広告物等の場合、規制なし 自家用広告物等以外の場合、1 敷地あたり $\leq 30\text{m}^2$ (道標、案内図板等を除く)
	デジタルサイネージ等	自家用広告物等の場合、1 広告面あたりの面積 $\leq 5\text{m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、設置不可
総量規制	総量面積 (新設基準)	— (第 2 種許可地域は総量規制なし)

※ 1 発光可変表示式広告物や可動するもの(回転灯等)を指します。

※ 2 表示方向から見た場合における一般広告物の表示面積の合計 (相互間の距離が10m以上のものを除く)

①～④共通事項

色彩	自家用広告物等の場合、規制なし 自家用広告物等以外の場合、地色に高彩度の色彩を使用禁止 (R・Y R・Y系) 彩度 ≤ 10 (G・G Y・P・P B・R P系) 彩度 ≤ 8 (B・B G系) 彩度 ≤ 6
照明	外付けの付属照明は高さに含まない

⑤簡易広告物 (代表的なもの)

はり紙・はり札	—	表示面積 $\leq 1\text{m}^2$
立看板	—	縦 $\leq 2.0\text{m}$ 、横 $\leq 1.0\text{m}$ 脚の長さ $\leq 0.3\text{m}$
広告旗	のぼり旗等	表示面積 $\leq 1\text{m}^2$
広告幕	独立広告を利用	1 基当たりの面積 $\leq 50\text{m}^2$ 自家用広告物等以外の場合、1 広告面あたり $\leq 15\text{m}^2$
	壁面広告を利用	1 壁面あたりの合計面積 $\leq 1/3$ 壁面 自家用広告物等以外の場合、1 広告面あたり $\leq 15\text{m}^2$
電柱広告 ※ 3	巻きつけるもの 直接塗布するもの	広告物の縦幅 $\leq 1.8\text{m}$ 地上から広告物下端までの高さ $\geq 1.2\text{m}$
	突出するもの	広告物の縦幅 $\leq 1.5\text{m}$ 、横幅 $\leq 0.8\text{m}$ 地上から広告物下端までの高さ (車道上) $\geq 4.5\text{m}$ (歩道上) $\geq 2.5\text{m}$ 広告物の出幅 $\leq 0.8\text{m}$

※ 3 別途道路管理者の (占用) 許可が必要です。

※ 共通 アンダーラインの箇所は、第 1 種許可地域の規準と異なる部分です。

4－3 主要交差点（令和 6 年10月より運用開始）【規則別表第 4】

4 車線以上の 2 以上の道路が交わり、かつ、信号機を有する交差点が対象です。

< 主要な交差点の名称 >

①京町第二公園	②JR交番前	③三角公園前	④中央町	⑤本町
⑥市役所東	⑦本町四丁目	⑧通町三丁目	⑨六ツ門	⑩小頭町
⑪西鉄久留米駅前	⑫東町	⑬通東町	⑭東和町	⑮五穀神社
⑯中央公園	⑰消防本部東	⑱東櫛原	⑲中央公園北	⑳新合川2丁目
㉑東合川二丁目	㉒野々下	㉓山川野口町	㉔高速道入口	㉕競輪場東口
㉖野伏間				

※別冊 1 に主要交差点区域詳細図を記載しています。

< 主要な交差点の区域 >

対象交差点の側端及び道路の曲がり角から半径20m以内の範囲です。
導流路がある場合、導流路の側端及び道路の曲がり角から半径10m以内の範囲です。



4－4 デジタルサイネージ（令和 6 年10月より運用開始）【規則別表第 6】

広告物自体が発行し、文字や映像が動くなど、従来の屋外広告物以上に周辺への影響が大きく、物理的な規格制限（P 9～12）のほか、一定の配慮をお願いします。

< 周辺環境への配慮 >

	自然公園、 田園・里地 など	郊外・田園、 山間地域の集落 など	都市の周辺、 周辺住宅地、 工業地域など	都市中心部、 繁華街、商店街 など
用途地域、 特定用途制限地域 （都市計画法）	自然公園	住居専用地域、 用途無指定地域、 田園居住地域	住居系地域、 工業系地域、 幹線沿道地域、 産業集積地域	商業系地域
平均輝度の最大 許容値（19～5時）	50cd／㎡	400cd／㎡	800cd／㎡	1,000cd／㎡
音量	音は出さない	音は出さない	音は出さない	音を出す場合は 65dB以下 （10～18時）
文字数	15文字程度／画面			
点滅等	点滅は避け、画面の切り替えはゆっくりとする			
色彩	落ち着いた色彩とし、地色には輝度の高い白色を避ける			

（参考）家庭用テレビの輝度が350～500cd／㎡前後、普通の声が60dB・大きな声が70dB程度

< 交通安全への配慮 >

- ・信号機や標識等を視認する際、その背後に映像画面が重ならないようにしてください。
- ・交差点付近へ設置する場合、管轄する警察署へ相談してください。

< その他 >

- ・デジタルサイネージを設置することで、周辺の屋外広告物の集約に努めてください。
 - ・設置後も輝度や音量等を調整できるようにしてください。
 - ・映像の光等が影響を及ぼす範囲には事前説明し、設置後のトラブルを防止してください。
- ※デジタルサイネージ用のチェックシートがあるので、申請時に添付してください。

（HP からダウンロードできます。このチェックシートは令和 7 年10月運用開始。）

4－5 許可不要【規則別表第 1】

次の屋外広告物は、第 1 種・第 2 種許可地域ともに許可不要です。

（広告物の規格基準は満たす必要があります。）

- ・自家用広告物で、1 敷地内の表示面積の合計が15㎡以内のもの。
- ・自己管理地用広告物で、1敷地内の表示面積の合計が5㎡以内（1広告当たり2㎡以内）のもの。

5-1 申請者

申請者は、広告主又は管理者です。
一般的には広告主が申請者となり、いわゆる貸看板の場合に管理者が申請者となります。

5-2 申請書類（一般広告物） ※許可期間最長3年【規則第2・10条】

		新規 (新設)	新規 (既設)	変更	更新
①	許可申請書 (様式はHPよりダウンロード)	○	○	○	○
②	位置図	○	○	—	—
③	配置図	○	○	○	—
④	仕様図・図面 (広告物の意匠・マンセル値・寸法 や面積等を表示したもの)	○	○	○	—
⑤	現行カラー写真 (敷地全景・個別の広告物)	○	○	○	○
⑥	安全点検結果報告書 ・点検時の詳細カラー写真	—	○	—	○
必要に応じて	管理者・点検者の資格証の写し	※1		△	
	土地使用契約書・承諾書等の写し	※2		△	
	工作物確認申請の書類の写し	※3	※4	—	
	道路占用許可書の写し	※5		※5	
	委任状	申請者以外の方が手続きを代理する場合			
	その他市長が必要と認める書類	審査の際に提出をお願いすることがあります			

凡例 ○：必要 △：管理者等が変更になった場合に必要

押印 許可申請書・安全点検結果報告書・委任状は押印不要
(市長が必要と認める書類の一部に押印が必要なものがあります)

- ※1 堅固な広告物等で高さが4mを超える場合、または1敷地内の表示面積が15㎡を超える場合
- ※2 掲出する場所が自己所有地・自己物件でない場合
- ※3 確認申請が必要な工作物の場合、確認申請書（抜粋）の写し
 <手続き>①都市計画課へ、確認申請書（抜粋）の写しを添付して屋外広告物許可申請
 都市計画課が、提出する確認申請書の裏面に許可受付している旨を記載
 ②確認検査機関へ、上記の確認申請書により手続き
 ③屋外広告物の許可後、その許可の写しを確認検査機関へ提出
 ④確認申請の許可後、その許可の写しを都市計画課へ提出
- ※4 確認申請が必要な工作物の場合、検査済書の写し
(写しがない場合は、申請者・管理者連名での安全性に関する誓約書)
- ※5 道路上空に設置・表示する場合

<設置した後> 【規則第2号様式（許可の条件）】

速やかに「屋外広告物工事完了届」を提出してください。

<更新する場合> 【規則第11条】

許可期間満了3ヵ月以内に屋外広告物を点検し、満了1ヵ月～10日前までに申請してください。
点検で補修が必要と判断された場合、更新申請する前に補修してください。
手配等の都合で許可期間内に補修が難しい場合は、事前に担当者までご相談ください。

○管理者・点検者に必要な資格

管理者と点検者で、対象広告物に対する必要資格が異なります。

P 20【設置後の維持管理・点検】をご覧ください。

管理者と点検者が異なる場合、それぞれの資格証の写しの提出が必要です。

○点検時の写真

更新申請に必要ですので、忘れずに撮影してください。

屋外広告物の全景のほか、安全点検結果報告書の点検箇所に該当する部分が対象です。

（上部構造・基礎部、支持部、取付部、広告板、照明装置、その他 各部分1カット～）

<許可内容を変更する場合> 【規則第12・13条】

次の場合などは、事前に変更申請が必要です。

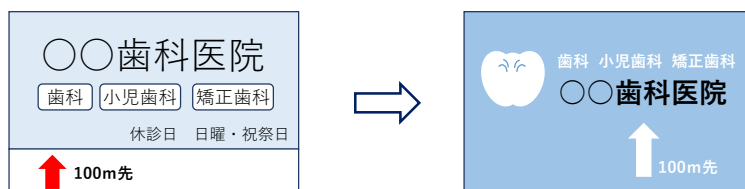
- ・設置数の変更
- ・形状の変更
- ・表示内容の変更

※表示内容の変更についての取り扱い（令和7年10月運用開始）

○軽微な変更とみなせる場合（変更申請が省略可能）

- ・広告主と広告内容に変更がなく、デザインの変更に過ぎない場合（令和7年10月運用開始）

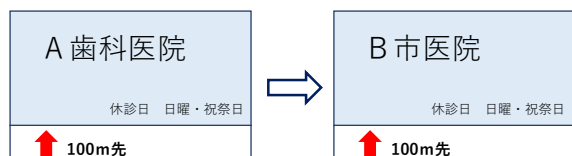
（具体イメージ）



※規格基準は適合させてください。

○次の場合は、変更申請が必要

【A社の広告→B社の広告】



【A社の広告→広告募集／広告募集→B社の広告】



＜屋外広告物を除却する場合＞【条例第21条】

次の場合などは、除却後10日以内に屋外広告物除却・滅失届（様式第7号）の提出が必要です。

- ・許可の期間が満了した場合
- ・屋外広告物の表示が必要でなくなった場合

※手続きの煩雑さを避けるため、一部除却については、更新時の変更報告（設置数の減）をもって除却・滅失届の提出を省略することができます。点検写真に合わせて、除却したことが分かる写真を提出してください。

1 種類等		種類	照明装置	表示内容	数量	※手数料
追加	除却					
	☐	→				円
		独立広告				円
		屋上広告				円
		壁面広告				円
		突出広告				円
		電柱広告				円
		その他広告				円

最新版の申請書では、
前回からの変更概要をチェックできます。
これで除却・滅失届の提出が省略可能です。

＜管理者等を変更する場合＞【条例第35条第4号】

次に該当する場合は、屋外広告物管理者等変更届（様式第15号）の提出が必要です。

- ・管理者の変更（代表者名等の変更を含む）
- ・申請者（表示者）の代表者名や住所等の変更

※全く別の表示者になる場合は、新規申請をお願いします。（いわゆる貸看板を除く）

※手続きの煩雑さを避けるため、更新点検期間（許可期間満了日3ヵ月前）中の変更については、最新の申請書を使用することで管理者等変更届の提出を省略することができます。

第1号様式（第2条、第11条、第13条、第24条関係）

屋外広告物（更新）許可申請書

久留米市長 宛て

申請者 干

（前回より変更あり）住所 氏名 電話

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告物管理者 干

（前回より変更あり）住所 氏名 電話 資格名

変更後の管理者情報を入力

変更した旨をチェックできます。
カーソルを合わせると注釈が表示されます。
（管理者等変更届出が省略できる旨）

入力上の注意1
最初に申請の種類（2行目）を選択してください。
（新規／更新／変更／更新・変更）
入力・選択対象のセルは、色が変わります。

入力上の注意2
橙色のセルは入力必須対象です。
青色のセルは選択（プルダウン）必須対象です。

入力上の注意3
日付は和暦表示されるようになっています。
（例）11/1で入力 → 令和6年11月1日に自動変換

5－3 申請書類（簡易広告物） ※許可期間最長 1 年 【規則第 2・10号】

		新規	変更	更新
①	許可申請書 (様式はHPよりダウンロード)	○	○	○
②	位置図	○	—	—
③	配置図	○	○	—
④	仕様図・図面	○	○	—
⑤	現行カラー写真 (敷地全景・個別の広告物)	○	○	○
応 必 じ 要 て に	土地使用契約書・承諾書等	※ 2	△	
	委任状	申請者以外の方が手続きを代理する場合		
	その他市長が必要と認める書類	審査の際に提出をお願いすることがあります		

※設置する数を増やす場合、事前に変更申請してください。

<許可期間を 1 年とする場合>

強風時などに速やかに現地で対応または指示する責任者（フランチャイズの例：代表取締役でなく店長）を、管理者として設置してください。資格は不問です。（令和 7 年10月運用開始）

- ※責任者が変わった場合は、速やかに屋外広告物管理者等変更届の提出が必要です。
- ※不具合や異常が生じた場合は、速やかに取り外してください。
- ※強風が予想される場合は、一時的に簡易広告を避難させておいてください。
- ※管理が適切でないと判断された物件は、許可期間を短縮し、1 カ月許可となります。

5－4 申請方法

- 予定工事の10日前までに申請してください。
- 電子申請・郵送・窓口での提出ができますが、原則として電子申請をお願いします。
（電子申請は、審査状況や記録が残り便利です。）

<電子申請> ※令和7年1月より運用開始

- 市HP（屋外広告物のページ）から電子申請サイト（ふくおか電子申請サービス）へ進むことができます。
- 屋外広告物以外でも電子申請が増えており、ぜひID登録してご利用ください。ID登録せず、ゲストでの申請も可能です。

6－1 手数料 【条例別表】

	区分	単位	金額
(1)	はり紙	1枚につき	5円
(2)	はり札	1枚につき	10円
(3)	立看板	1個につき	200円
(4)	広告旗（のぼり等）	1枚につき	200円
(5)	広告幕（懸垂幕等）	1枚につき	400円
(6)	アドバルーン	1個につき	1,000円
(7)	電柱等を利用する広告物	1個につき	200円
(8)	その他の広告物（独立広告・屋上広告・壁面広告・突出広告）		
	1㎡未満	1個につき	200円
	1㎡以上2㎡未満	1個につき	400円
	2㎡以上5㎡未満	1個につき	800円
	5㎡以上10㎡未満	1個につき	1,600円
	10㎡以上20㎡未満	1個につき	3,200円
	20㎡以上30㎡未満	1個につき	5,000円
	30㎡以上50㎡以下	1個につき	8,000円
	50㎡を超えるもの	1個につき	8,000円に50㎡を超える面積（1㎡未満の端数切り上げ）について1㎡につき200円を乗じて得た金額を合算した額。但し、上限は50,000円。

※照明を伴うものやデジタルサイネージ等は、この表に定める額の2倍の手数料となります。

6－2 納付方法

屋外広告物の手数料は、納付書払いです。許可決定後、許可書と同封してお渡ししますので、受け取り後、速やかに納付をお願いします。

納付窓口は、次の銀行の本店及び支店です。（令和7年10月1日時点）

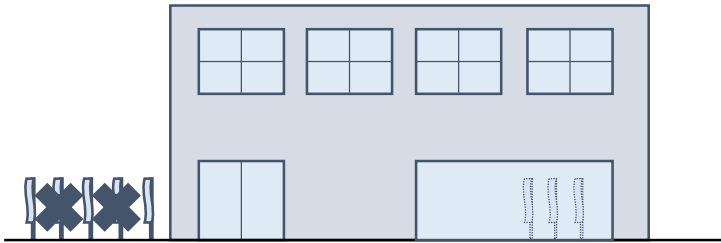
- ・福岡銀行 ・筑邦銀行 ・西日本シティ銀行 ・佐賀銀行 ・肥後銀行 ・北九州銀行
- ・熊本銀行 ・福岡中央銀行 ・八十親和銀行

<最終的な責任者>

広告物について最終的に責任を負うべき者は広告主です。
自家用広告物では、日常的な点検と定期的な点検を組み合わせ、安全性を確保してください。
許可の有無は関係ありません。

<日常的な点検>

定期的な点検以外に、日常的に異常がないか視認することは重要です。
とくに簡易広告物は十分な固定がされておらず、強風に弱いという課題があります。
強風・台風が近づく前に、早めに簡易広告物を一時避難させるなどしてください。
広告旗などは設置数を減らすなど、管理負担を減らす努力もあわせてお願いします。
劣化防止として室内側に設置することも有効です。



<専門業者による点検等（一般広告物）>【条例第20条・第34条】

管理者の設置が必要で、種類・規模により有資格者の設置が求められます。
点検者については、種類・規模にかかわらず一定の技能・資格が求められます。

	次の一般広告物 ・ 4 m超の工作物 ・ 1 敷地の合計面積 > 15㎡	左以外の一般広告物
管理者	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 屋外広告士	・ 資格不問 ※設置は必要なため、点検と合わせ 有資格者へ依頼した方が望ましい
点検者	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物点検技能講習会修了者	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物点検技能講習会修了者

※日常的な点検で気づいた点などを相談し、定期安全点検で不安を取り除いてください。
※老朽化や劣化などで補修が必要な箇所は、補修計画を立てて修繕を行ってください。
※急を要する危険箇所は、即時に補修等を行いましょう。

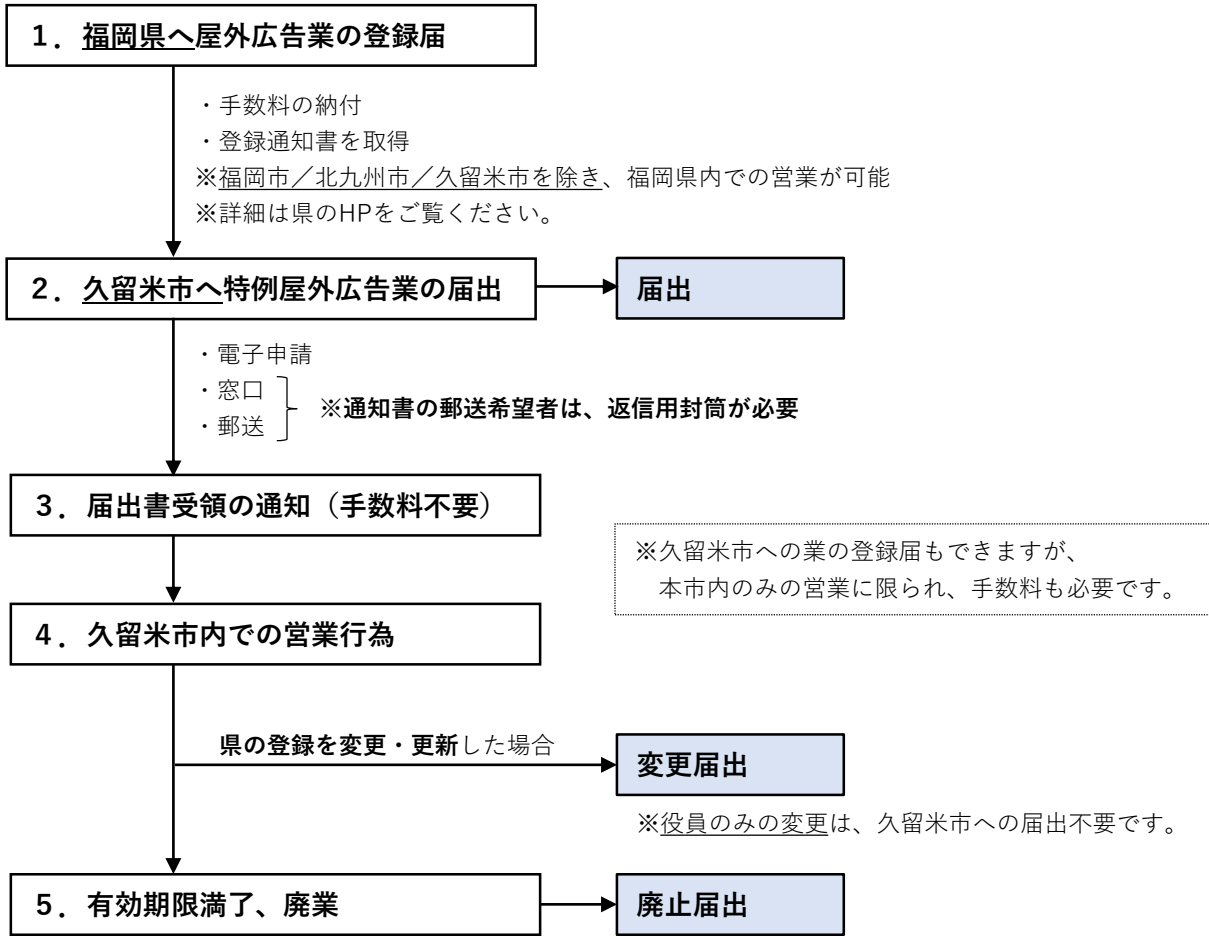
<不要となった屋外広告物の除却>

除却をしないという選択肢には、点検や維持修繕といった管理義務が残ります。
不要となり年数も経過した広告物は点検もおろそかになりがちです。
速やかに除却し、安全性の確保をお願いします。

参考資料（国土交通省のHPで確認可能です）
『オーナーのための看板の安全管理ガイドブック』
『屋外広告物の安全点検に関する指針（案）』

8－4 特例屋外広告業の届出

<手続きフロー>



<届出に必要な書類> 【規則第29条】

		新規	更新	変更
①	特例屋外広告業届出書	○	－	－
	特例屋外広告業届出事項変更届出書	－	○	○
②	福岡県屋外広告業登録通知書の写し	○	－	－
	福岡県屋外広告業登録事項変更通知書の写し	－	○	－
	福岡県屋外広告業登録事項変更届出書の写し ※	－	－	○
③	業務主任者の資格を証するものの写し	○	－	△
	委任状	届出者以外の方が 手続きを代理される場合		

※変更通知書では変更内容が確認できないことがあるため、届出書の写し（受領印つき）をお願いします。

8－1 屋外広告業とは

屋外広告物の広告主など第三者から屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う営業をいいます。（広告主から直接に請け負わない協力事業者も含まれます。）

単に屋外広告物の印刷、工場製作等を行うだけで、現場で屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行わないものは、屋外広告業に該当しません。

8－2 屋外広告業の種類

久留米市内で屋外広告業を営む場合、「屋外広告業の登録」または「特例屋外広告業の届出」が必要です。他の福岡県内自治体で営業が見込まれる方は、「特例屋外広告業の届出」をお勧めします。

	屋外広告業の登録 【条例第37条】	特例屋外広告業の届出 【条例第45条】
手続き先	久留米市	①福岡県へ登録 ②久留米市へ届出
営業可能となる地域	久留米市内	福岡市・北九州市を除く※ 福岡県内
手数料	10,000円	福岡県へ10,000円 久留米市への届出は無料

※福岡市・北九州市・福岡県外で営業を行う場合は、それぞれの自治体へ登録が必要です。

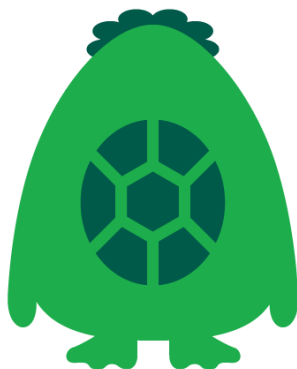
8－3 屋外広告物講習会 【条例第46条】

毎年、福岡県・北九州市・福岡市・久留米市が合同で開催しています。（手数料2,000円）
講習会の課程を修了した方は、屋外広告業における業務主任者※となることができます。

※広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者とは異なります。
こちらは、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する講習会です。

<業務主任者の役割> 【条例第47条】

- 次の業務の統括を行う必要があります。
- ・屋外広告物に関する条例および関係法令の遵守
 - ・工事の適正な施行、その他安全の確保
 - ・営業所ごとの帳簿の整理
 - ・その他業務の適切な実施の確保



久留米市 都市建設部 都市計画課

〒830-8520 久留米市城南町15番地 3

TEL : 0942-30-9083 FAX : 0942-30-9714

Email : keikan@city.kurume.lg.jp